

神奈川県院内保育事業運営費補助金(公的病院)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の病院及び診療所に従事する職員(以下「病院等従事職員」という。)の離職防止及び再就職の促進とともに、病院等従事職員の家庭で育児が困難な幼児、乳児又は児童(以下「児童」という)の保育を行うため、病院内に設置された保育施設(以下「院内保育施設」という。)の運営に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助対象とする施設は、次の各号に掲げる法人が職員の委託を受けて、児童に対して必要な保育を行う事業で、第3条第1号から第5号のいずれかに該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (3) 厚生農業協同組合連合会
- (4) 社会福祉法人北海道社会事業協会

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号の定めるところによる。

- (1) 院内保育施設A型特例とは、児童1人以上、保育時間8時間以上で保育士等職員2人以上を有するものをいう。
- (2) 院内保育施設A型とは、児童4人以上、保育時間8時間以上で保育士等職員2人以上を有し、B型に該当しないものをいう。
- (3) 院内保育施設B型とは、児童10人以上、保育時間10時間以上で保育士等職員4人以上を有し、B型特例に該当しないものをいう。
- (4) 院内保育施設B型特例とは、児童30人以上、保育時間10時間以上で保育士等職員10人以上を有するものをいう。
- (5) 24時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育は、別紙1「院内保育事業運営費補助(加算事業)」によるものとする。

(補助対象経費及び補助額の算出方法等)

第4条 補助の対象は、院内保育施設の運営に必要な次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)
- (2) 委託料(前号に該当するもの)

2 補助額は、次により算出された額を上限として予算の範囲内において決定する。

- (1) 基準額は、次のアとイにより算出された額の合計額とする。

ア 基本額

- (ア) A型特例 保育士1人×237,400円×運営月数

- (イ) A型 保育士 2 人×237,400 円×運営月数
- (ウ) B型 保育士 4 人×237,400 円×運営月数
- (エ) B型特例 保育士 6 人×237,400 円×運営月数
- (オ) (ア) から (エ) により算定した基本額に別紙 2「保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法」に定める保育料収入相当額を控除した額に、院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額とする。

イ 加算額

- (ア) 24時間保育を行っている施設
30,750 円×運営日数
 - (イ) 病児等保育を行っている施設
278,340 円×運営月数
 - (ウ) 緊急一時保育を行っている施設
27,210 円×運営日数
 - (エ) 児童保育を行っている施設
14,760 円×運営日数
 - (オ) 休日保育を行っている施設
15,270 円×運営日数
- (2) 前号で算出した基準額と第 1 項に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (3) 前号により選定された額に 3 分の 2 を乗じた額を交付額とする。
 - (4) 前号の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに院内保育事業運営費補助金(公的病院)事業計画書(第 1 号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日等)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、知事が別に定める期日までに院内保育事業運営費補助金(公的病院)交付申請書(第 2 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 規則第 3 条第 2 項第 4 号の規定による申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 所要額調書
- (3) 歳入歳出予算書(抄本)
- (4) 口座振込申出書

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計

額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る会計経理を明確にしなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

なお、この処分に際し、取り消した部分に係る補助金を返還させるとともに、規則第16条の2に基づき、加算金及び延滞金を納付させることがある。

- (6) 補助事業者は、院内保育施設の設備及び運営について児童福祉施設最低基準（昭和23年

厚生省令第63号)を尊重するものとする。

- (7) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担、補助を受けてはならない。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更等の承認)

第9条 前条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行状況について、実施状況報告書(第4号様式)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県院内保育事業運営費補助金(公的病院)事業実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から1箇月を経過した日(第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1箇月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれかの早い日までに知事に報告しなければならない。

- (1) 経費精算額調書
 - (2) 運営状況報告書
 - (3) 歳入歳出決算書(抄本)
 - (4) 保育室委託費精算表
 - (5) その他知事が別に指示する書類
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)によりすみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上

割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前号に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙 1)

院内保育事業運営費補助(加算事業)

1 24時間保育は、終日いずれの時間帯においても保育サービスを提供するものとする。

2 病児等保育

(1) 対象児童

ア 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な院内保育施設に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ 保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(2) 対象疾患等

感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。

(3) 施設

病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。

(4) 職員配置等

ア 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。

なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。

イ 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

ウ 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

エ 他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5) 利用事務手続等

ア 利用事務手続きについては実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

イ 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6) 保育料の徴収

病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7) その他

病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

3 緊急一時保育

(1) 対象児童

24時間保育を実施していない院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）。

(2) 対象となるサービス

院内保育施設が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約しており、かつ保育サービス提供者への支払を当該院内保育施設の会計で行い、(1)の児童を保育したことにより院内保育施設がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3) 緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

許可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、許可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭ならびに同居の親族が行う保育については対象としない。

4 児童保育

(1) 対象児童

院内保育施設を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。

(2) 施設

児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

(3) 職員配置

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

5 休日保育は、以下に掲げる日に保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く。）

(別紙2)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

1 保育料収入相当額

交付要綱第4条第2項第1号ア(オ)規定する保育料収入相当額は、24,000 円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は次の表のとおりとする。

種 別	保育児童
A型特例	1 人
A 型	4 人
B 型	10人
B型特例	18人

2 負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の院内保育施設運営費に係る設置者負担額（補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = (\text{保育士等の数} \times 1 \times \text{標準人件費 (3,186,000 円)}) + \text{その他の経費} \times 2$$

※1 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育所利用職員の児童数を、2.6 で除した数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型4人、B型特例10人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型にあつては2人、B型4人、B型特例10人とする。

※2 その他の経費は、院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

3 負担能力指数による調整率

交付要綱第4条第2項第1号ア(オ)規定する院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数（以下、負担能力指数という。）による調整率は、次のとおりとする。

ただし、院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5 未満	1.0
5 以上20未満	0.8
20以上	0.6

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
法人（団体）名
代表者氏名

年度神奈川県院内保育事業運営費補助金（公的病院）事業計画書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて提出します。

- 1 補助事業名 ○○○○○○○○事業
- 2 設置施設調査表（別に定める様式のとおり）
- 3 児童数・保育職員数一覧表（別に定める様式のとおり）
- 4 病院内保育施設の運営収支状況調査票（別に定める様式のとおり）
- 5 添付書類
 - （1）保育料金及び保育時間が記載された保育所規程の写し
 - （2）保育運営業者との委託契約書の写し（運営委託をしている場合）
 - （3）その他参考となる資料

問合せ先
○○部○○課 ○○
電話○○○-○○○-○○○○
メールアドレス○○○○@○○○○

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
法人（団体）名
代表者氏名

年度神奈川県院内保育事業運営費補助金（公的病院）交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 ○○○○○○○○事業
- 2 交付申請額 金○○○, ○○○, ○○○円
- 3 所要額調書 （別に定める様式のとおり）
- 4 事業計画書 （別に定める様式のとおり）
- 5 所要額明細書 （別に定める様式のとおり）
- 6 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
（当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。）
 - (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式付表）
※補助事業者が地方公共団体の場合は提出を要しない。
 - (3) その他参考となる資料

問合せ先
○○部○○課 ○○
電話○○○-○○○-○○○○
メールアドレス○○○○@○○○○

(第2号様式付表)

役員等氏名一覧表

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所

年 月 日現在

記載された全ての者は、申請者、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人（団体）名

代表者氏名

- (注) (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載
(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載
(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

年度神奈川県院内保育事業運営費補助金(公的病院)事業変更（中止、廃止）
承認申請書

年 月 日付け○第○○○号により交付決定を受けた院内保育事業運営費補助金に係る院内保育事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事 業 内 容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

問合せ先
○○部○○課 ○○
電話○○○-○○○-○○○○
メールアドレス○○○○@○○○○

年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

年度神奈川県院内保育事業運営費補助金（公的病院）事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金について、神奈川県院内保育事業運営費補助金（公的病院）交付要綱第10条に基づき、年 月 日現在の補助事業の実施状況を、次のとおり報告します。

- 1 事業名 ○○○○○○○○事業
- 2 補助事業の執行状況
- 3 補助事業の経費の執行状況
- 4 添付書類 （別に定める様式のとおり）

問合せ先
○○部○○課 ○○
電話○○○-○○○-○○○○
メールアドレス○○○○@○○○○

年 月 日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人（団体）名
代 表 者 氏 名

年度神奈川県院内保育事業運営費補助金（公的病院）事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 ○○○○○○○○事業
- 2 経費精算額調書 （別に定める様式のとおり）
- 3 事業実績報告書 （別に定める様式のとおり）
- 4 事業実績額明細書 （別に定める様式のとおり）
- 5 運営状況報告書 （別に定める様式のとおり）
- 6 保育室委託費精算表（別に定める様式のとおり）

5 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出決算（見込み）書の抄本
（当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。）
- (2) その他参考となる資料

問合せ先
○○部○○課 ○○
電話○○○-○○○-○○○○
メールアドレス○○○○@○○○○

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
氏 名

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた〇〇〇〇事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額

金 円
- 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択）

有 ・ 無
- (2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）

一般課税 ・ 簡易課税
- (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金 円
- 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額）

金 円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇